

議事日程第 9 号

平成 28 年(2016年)招集大阪狭山市議会定例会 6 月定例会議会議事日程
平成 28 年(2016年)6 月 3 日午前 9 時 30 分開議
議会期間(平成 28 年 6 月 3 日から同月 24 日まで 22 日間)

日程第 1	発議第 16 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	議員提出議案第 2 号	大阪狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第 3	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 4	諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 5	諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 6	議案第 44 号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 7	議案第 45 号	大阪狭山市消防職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 46 号	工事請負契約の締結について
日程第 9	議案第 47 号	平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 3 号)について
日程第 10	報告第 1 号	平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 11	報告第 2 号	平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 12	報告第 3 号	平成 28 年度(2016年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算の報告について
日程第 13	請願第 2 号	ため池(新池)太陽光発電事業中止を求める請願について
日程第 14	請願第 3 号	新池(ため池)太陽光発電事業に関する請願について
日程第 15	請願第 4 号	狭山池周回道路一部閉鎖部分の開放を求める請願について

日程第 16 要望第 1 号 ため池（新池）太陽光発電事業に関する要望について

発議第16号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成28年(2016年)6月3日提出

大阪狭山市議会議長 片岡由利子

記

8番 小原一浩

9番 徳村賢

議員提出議案第2号

大阪狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり提出する。

平成28年(2016年)6月3日提出

大阪狭山市議会議長 片岡 由利子 様

提出者	大阪狭山市議会議員	小原 一 浩
	同 上	北村 栄 司
	同 上	徳村 賢
	同 上	丸山 高 廣
	同 上	山本 尚 生

大阪狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例

大阪狭山市議会委員会条例（昭和29年大阪狭山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

予算決算常任委員会 12人

予算、決算及びこれらに関連する事項

附 則

この条例は、平成28年9月1日から施行する。

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年(2016年)6月3日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市大野台三丁目5番22号

氏 名 石 井 重 光

昭和18年2月12日生

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年(2016年)6月3日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市西山台五丁目1番8 - 502号

氏 名 中 西 隆

昭和25年9月10日生

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年(2016年)6月3日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市今熊一丁目148番地

氏 名 山 中 雅 典

昭和26年10月16日生

議案第44号

池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任に
ついて

下記の者を池尻財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年(2016年)6月3日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市東池尻二丁目1265番地

氏 名 都 築 保 彦

昭和21年4月27日生

議案第 4 5 号

大阪狭山市消防職員定数条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市消防職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 2 8 年(2016年) 6 月 3 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市消防職員定数条例の一部を改正する条例

大阪狭山市消防職員定数条例（昭和47年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「72人」を「78人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年(2016年)6月3日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

- 1 契約の目的 市立第七小学校大規模改造（教室棟）工事
- 2 契約金額 ￥359,177,760-
- 3 契約の相手方 大阪府中央区大手前1丁目2番15号
岩田地崎建設株式会社大阪支店
執行役員支店長 空橋 進

議案第 47 号

平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正
予算(第 3 号)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 3 号)を別案のとおり提出する。

平成 28 年(2016年)6 月 3 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

報告第 1 号

平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市一般会計予算
繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 4 6 条第 2 項の規定により、平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 2 8 年(2016年) 6 月 3 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

平成27年度(2015年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国・府支出金	特定財源 地方債	財源 その他	
					円	円	円	円	円
2. 総務費	1. 総務管理費	魅力発信事業	40,000,000	20,869,636	20,869,636				0
2. 総務費	1. 総務管理費	情報管理事業	21,957,000	21,957,000	9,550,000	12,300,000			107,000
5. 農林水産業費	1. 農業費	ため池等維持管理事業	13,750,000	9,176,000		4,500,000	4,588,000		88,000
9. 教育費	2. 小学校費	小学校整備事業	147,029,000	147,029,000	38,700,000	106,500,000			1,829,000

報告第 2 号

平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成27年度(2015年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 28 年(2016年) 6 月 3 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

平成27年度(2015年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入 国・府支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源
1. 総務費	1. 総務管理費	一般管理事業	円 6,875,000	円 4,588,000	円 4,588,000	円	円	円	円 0

報告第 3 号

平成 2 8 年度(2016年度)公益財団法人大阪狭山市
文化振興事業団の事業計画及び予算の報告につ
いて

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、平成 2 8 年度(2016年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算について別紙のとおり報告する。

平成 2 8 年(2016年) 6 月 3 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人



請願書

平成28年4月11日

『ため池（新池）太陽光発電事業』中止の件

大阪狭山市議会議長 丸山 高廣 様

請願者 大阪狭山市狭山5丁目2232-3
電話：[REDACTED]
狭山レークハイイツ自治管理組合
理事長 林 宏己

紹介議員

小原一浩
上谷元貴

記

標記の件、このたび、市から提案があった「新池での太陽光発電事業」に関して、各面に亘り議論を重ねた結果、この事業は絶対に反対であるとの結論に至りました。

今回の新池での太陽光パネル設置事業は、周囲の住民の事を完全に無視し、生活環境を悪化させる暴挙と言わざるを得ません。

私たちがこのレークハイイツに転居して以来、市の標語である『ふれあい人がをはぐくむ水の郷、日本一さわやかなまちをめざします』を信じてきたのです。

どうしてまちの真ん中にこのような計画が作られたのでしょうか。

私たちのレークハイイツはこの新池に接して建っています。いくら説明を受けても、この事業を容認することはできません。池を覆う黒い太陽光パネルが私たちの心身にもたらす悪影響は計りしれません。どうかこの素晴らしい自然環境を壊さないでください。

民意を代表する市議会として、このまちの自然環境の保護の為にも事業の中止にお力をお貸し下さい。

市議会として事業中止の決議をしていただきます様切にお願い申し上げます。重ねて、この新池太陽光発電事業には絶対反対であることを表明しておきます。

以上



平成28年5月25日

大阪狭山市市議会議長 片岡 由利子 様

『新池(ため池)太陽光発電事業』に関する請願書

請願者 大阪狭山市東池尻2-147-1
電話：[REDACTED]
南海狭山コーポレーション組合
理事長 片岡 誠

紹介議員

小原一浩

上谷元忠

松尾 巧
北村栄司
薦田育子

請願理由

今年2月に市側（大阪狭山市魅力発信及び発展に関するプロジェクトチーム）から「新池太陽光パネル設置工事」に関する説明を3回にわたり受けました。突然に知らされた時には、既にこの計画が進んでいたことを知り、財産区側に立ったあまりにも住民の事をないがしろにされていた事を知り愕然としました。

この事業は、住宅街の真ん中に太陽光パネルを設置するのと同様なことで、自然を破壊するだけではなく、人の心身にまで悪影響を及ぼすこととなります。特に新池は三方をマンションで囲まれた中にあり適地とは言えず、住民にとっては合意の出来るものではありません。

20年（リース期間）もの長い間には将来予測できない想定外な自然災害や地震など、安心安全が脅かされる不安のある事業であり、この事業は合意できるものではありません。

請願事項

1. 新池(ため池)での住民の合意を得られない太陽光発電事業を中止して頂きたい。
2. なお、新池は、農業用水だけでなく集中豪雨時の防災機能もあり大切な池であるため、他の方法で維持管理の調査研究を進めて頂きたい。



平成 28(2016)年 5 月 25 日

大阪狭山市議会 議長 片岡 由利子 様

請願者 住みよい狭山を作る会

代表 山口 幸男

大阪狭山市狭山 2-9748-108

紹介議員 さやま維新の会

小原 一浩

上谷 元正

請願書

狭山池周回道路一部閉鎖部分の開放について

狭山池堤防の一部が16年間閉鎖されたままなのは、平成の大改修工事の時に大阪府が近隣と反対住民と約束をし、その部分は普段は通行させずに、管理道路とするとし長年閉鎖してきたものと聞き及んでいます。

昨年3月にこの狭山池が国史跡となり、去る2月には築造1400年記念式典も開催されました。反対住民との約束の故に作った迂回用の木橋が改修工事に為に使用出来なくなり、2か月以、池堤を回ることが出来なくなりました。

この狭山池は、今では、市民や近隣市の住民にとって健康道場(障害者(車いす)高齢者の為の)として格好の散歩道になっています。この狭山池は国や府の財産でもあり、市民の財産です。閉鎖している部分を早急に開放し、供用させるべきです。現状調査をすれば、当該部分を開放しても近隣への迷惑は、殆ど掛からないと思います。時代は変わるのに昔の約束をそのままに放置しているのは信じがたい行為です。さやま維新の会が市民の要望に応じて、本件に関連してアンケート調査を実施し、多くの市民の署名を集めて大阪府知事と本市の市長宛てに要望書を提出したと聞いています。多くの市民の要望を真摯に受け止め、現在閉鎖されている堤の部分の開放に取り組んで頂くようよろしくお願い致します。

以上



大阪狭山市長 古川 照人様
大阪狭山市議会議長 丸山 高廣様

2016年3月14日



狭山レークハイツ管理組合

理事長 林 宏己

地区長 高島 郁雄

『ため池（新池）太陽光発電事業』に関する要望書

地域住民の意向を無視し、一方的に事業を強行しようとする姿勢は絶対に容認できません。

高層マンション群に囲まれた超人口密集地の池の水面に4,312枚の大量のパネルを敷きつめる事業に私たち居住者は驚愕しています。

自然環境や住環境に重大な影響をおよぼす事業は、何よりも地域住民への説明と合意が大前提であります。

私たち管理組合は、居住者対象に「アンケート調査」を実施致しました。その結果、居住者の圧倒的多数がこの太陽光発電事業に反対の意を示されました。居住者の総意として『要望書』を提出いたします。

記

『要望事項』

1. 「ため池太陽光発電事業」をはじめ、「グリーン水素シティ構想」（全6事業）の実施計画及び概要と事業経費（予算）、また事業主（責任者）は誰なのかを明らかにしてください。
2. 「太陽光発電」、「水素発電」実施に伴う環境影響調査の実施内容とその結果を明らかにしてください。
調査項目＝太陽光の反射光、反射熱、パネル本体の熱（真夏には70度以上になるのでは?）、電磁波、低周波、騒音、池の水質、景観、安全性等
3. 他市町村での住宅密集地における同規模の「太陽光発電事業」の実例の調査とその結果を明らかにして下さい。
4. 住民の理解を得て同意に至るまでは、3月中旬から開始が予定されている工事に着工しないよう確約して下さい。

「市長」におかれましては、要望項目のすべてに回答を行い、解決に向けた話し合いの場を早急に設定されるよう求めます。

また、「市議会議長」におかれましては、市議会で十分に審議していただきますようお願いいたします。

上記1～4の『要望事項』への回答を含む充分納得のいく親切・丁寧な「説明会」を早急に（~~○日~~
~~○日までに~~）開催して下さい。事業の担当責任者及び当該水利組合（地区財産区）の責任者の出席を求めます。

以上

2016年3月12日

アンケート結果

回答数：126戸 反対 124戸 どちらとも言えない 2戸
(62名が記名回答、64名が無記名回答)

アンケート回収率 (212戸 - 空室22戸 = 190戸を母数とする)
 $126 / 190 \times 100 = 66.3 (\%)$

反対	$124 / 126 \times 100 = 98.4 (\%)$
どちらとも言えない	$2 / 126 \times 100 = 1.6 (\%)$

【反対の理由】(複数回答有)

●環境への影響	
・環境破壊	35
・反射光	35
・電磁波・低周波	22
・景観破壊	17
・騒音	13
・人体への影響	3
・送電柱	2
・電波障害	1
●近隣住民への対応	
・事前の説明不足	21
・一方的な決定	12
●その他	
・人口密集地である	13
・デメリットしかない	13
・資産価値が下がる	9
・災害等想定外の問題がおこる可能性	6
・事故の責任	1

【どちらとも言えないの理由】

- ・何の為かよくわからないので。(賛成、反対に○をされていない)
- ・目的の小さな溜池は、将来他目的（マンション建設）に利用される恐れがある。この際、池の流入口～レークハイツ側をもっと整地させ、公園化したほうが良い（レークからのゴミ投棄をなくす）ことを申し入れる、また、4月から成長してくる水草の処理をどうするのか心配である。(賛成に○をされているが、内容からどちらとも言えないに分類)

至急

狭山レークハイツ居住者の方へ

H28. 3月1日

狭山レークハイツ自治管理組合
理事長 林 宏巳

『新池太陽光発電事業』に関するアンケート

2月28日(日)新池に太陽光パネルの設置について説明会がありました。この事業は地区財産区と市のプロジェクトが進めている事業であり、池に隣接している住民の声などは全く無視されています。マンションに囲まれた人口密集地の池の水面に4,312枚の大量のパネルが敷き詰められ、景観は損なわれ、水鳥や水中の生き物の生態系が崩れ、反射光、池のほとりには幾つもの送電柱が立ち並ぶ事になり電磁波、低周波、それに伴う騒音など害あっても利なしです。

さらに将来に向けて、最近は大規模な天災、自然災害など想定外なトラブルがあってもおかしくありません。そんな時、苦情を申し出る先もなく責任をとってくれる側は明確ではありません。当然、建物の資産価値は下がります。

全国的にみてもパネルの設置は森林地帯や丘陵地にはあります。しかしレークハイツのような人口密集地では例がありません。何よりも住民の意見も聞かず一方的に事業を強行している事について断固たる反対のつもりですが、28日の説明会に欠席された方もいらっしゃるので、ここに住んでいる皆様にアンケートを実施したいと思います。下記の要領にてご記入の上、お忙しいとは思いますが、急を要する為**3月10日迄に管理人室前の回収箱**

へ入れて下さい。その結果により大阪狭山市へ要望書を提出したいと思います。(28日の説明会資料は管理人室に置いてありますのでご覧ください)

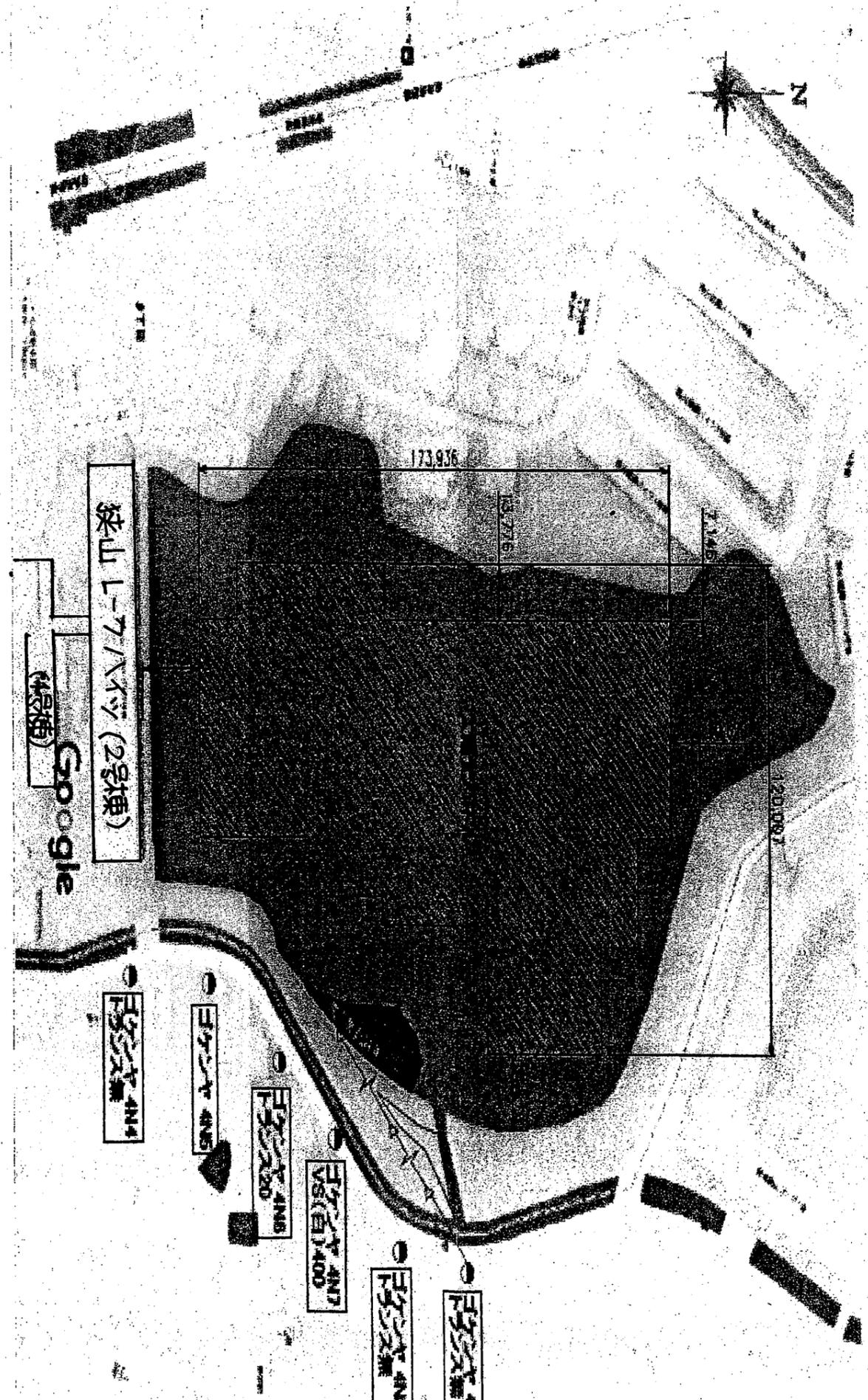
記

(1) 該当するものに○をして下さい 反対 賛成

(2) その理由は →

よろしければお名前をお願いします ()

ご協力ありがとうございました。



設備配置図